

横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口 連携事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

1 募集概要

横浜市では空家予備軍である一戸建の住宅に居住する高齢者のみ世帯が依然増加していることから、今後、空家等に関する相談需要が増加することが予想されます。この現状を踏まえ、第3期横浜市空家等対策計画に基づき、空家や今後空家化が見込まれる住宅の所有者等を対象に、専門の相談員がワンストップで空家等の最適な処分方法や活用プランの提案、業者等とのマッチング等を行う機能を有する民間事業者等と連携協定を締結し、相談者の悩みを解決まで伴走支援し、複合的な悩みへの継続的な支援を目的とした、「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口」を開設します。

なお、本事業において連携協定を締結する民間事業者等（以下、連携事業者）は1者とし、公募型プロポーザル方式で選定します。

2 事業概要

(1) 事業名

横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口

(2) 事業内容

「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口共通仕様書」のとおり

(3) 実施期間

協定締結日から令和10年3月31日まで

3 事業者の募集

(1) 募集方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口提案書作成要領」に基づき参加意向申出書（様式1）と必要な参加資格審査書類を提出してください。内容を審査の上、参加意向申出書を提出した者全員へ提案資格確認結果通知書を送付します。また、応募資格要件を満たした者（以下、提案書提出有資格者）へ提案書提出要請書を送付します。

(2) 質問等

提案書提出有資格者は、提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができます。その場合は、質問書（様式4）を提出してください。

(3) 提案内容

提案書については、「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口共通仕様書」の内容を踏まえ、「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口提案書作成要領」に基づき作成してください。なお、内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その

提案書は無効とします。

4 選定方法

(1) 評価選定委員会

「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口評価選定委員会設置要領」のとおり、評価選定委員会を設置します。

名 称	横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口評価選定委員会	
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること	
構 成	委員長	建築局総務部長
	副委員長	建築局住宅部長
		建築局建築指導部長
	委員	建築局企画課長
		建築局総務課長
		建築局住宅政策課長
		建築局住宅政策課担当課長
		建築局建築指導課建築安全担当課長

(2) 評価基準

評価基準は、「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口評価選定委員会提案書評価選定基準」のとおりです。

(3) 一次評価（書面）

ア 提案書提出有資格者から提出された提案書の内容を、評価選定委員会において、提案書及び関係書類の内容を精査・評価の上で、評価点数が高い順に原則２者（以下、二次評価参加有資格者）を選定します。

イ 評価点数が同点となる提案があった場合は、評価選定委員会審議のうえ順位を決定します。

ウ 提案書を提出した提案書提出有資格者が１者の場合も同様の審査を行い、評価選定委員会審議のうえ二次評価参加有資格者を決定します。

エ 提案書及び提案書提出有資格者が、この募集要項及び共通仕様書の諸条件等を満たさない場合は失格とし、評価項目の各項目において著しく劣る内容等がある場合も「不適」と判断し、失格とします。

オ 提案内容に虚偽の記載があると評価選定委員会が判断した場合は、評価点数の合計に関わらずその提案を失格とします。

カ 評価選定委員会審議後、提案書提出有資格者のうち提案書を提出した者へ、一次評価選定結果通知書を送付します。

(3) 二次評価（プレゼンテーション）

ア 二次評価参加有資格者によるプレゼンテーション形式とします。プレゼンテーシ

ョンの内容を精査・評価の上で、評価点数が高い順に1者を選定します。

イ 評価選定委員会審議後、二次評価参加有資格者のうち二次評価へ参加した者へ、二次評価選定結果通知書を送付します。

5 公募・事業者選定スケジュール

時期				内容
令和7年	4月	22日	(火)	募集要項等公表
令和7年	5月	21日	(水)	参加意向申出書及び資格審査書類受付締切
令和7年	6月	6日	(金)	提案資格確認結果通知・提案書提出要請
令和7年	6月	13日	(金)	質問・事前相談受付締切
令和7年	6月	27日	(金)	質問回答
令和7年	7月	22日	(火)	提案書受付締切
令和7年	8月	下旬	(予定)	一次評価選定結果通知
令和7年	9月	中旬	(予定)	二次評価（プレゼンテーション）開催
令和7年	10月	下旬	(予定)	二次評価選定結果通知
				連携事業者の選定・評価選定結果公表
令和7年	12月	以降	(予定)	協定締結

6 応募資格要件

応募資格は、次に掲げる基準を全て満たしていることを条件とします。資格の審査にあたっては、別紙の「横浜市ワンストップ・伴走支援型空家の相談窓口提案書作成要領」で定める参加意向申出書等（様式1～3）及び資格審査書類を審査することにより行います。なお、応募資格要件に該当しないことが判明した場合は、失格となります。

- (1) 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された単独の法人であること。法人の支店等による応募の場合は支店として登記された者による応募のみ可とする。
- (2) 空家の相談窓口の運営業務等、空家問題の解決に資する業務に関する十分な実績があり、相談業務を円滑に行う能力、実施体制、また安定的運営を図れる資力を有すること。
- (3) 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- (4) 締結する協定及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (5) 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- (6) 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算若しくは会社整理を行っていない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。

- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (10) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (11) 法人税、法人事業所税、消費税および地方消費税を完納していること。

7 取下げ

提案書提出後の取下げは、評価選定委員会開始前まで取下げることができます。取下げは文書（自由書式）で建築局住宅政策課へ提出してください。

8 協定締結

連携事業者は、本市と協定を締結します。協定の内容については、本市と協議の上、決定します。

(1) 協定期間

令和7年12月（予定）から令和10年3月31日まで

※事業の効果を検証し、横浜市にて継続的な連携を希望する場合には、その後の連携等について両方で検討、協議を行うものとします。

(2) 予算措置

本市における予算措置はありません。本事業に要する費用（窓口開設費、運営費、人件費等）については連携事業者が全て負担するものとします。

(3) 選定の取消し

選定された提案者が以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

ア 応募資格を喪失したとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。

エ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。

オ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。

カ その他、市長により協定の締結が適当でないと判断されるとき。

9 その他

応募にあたっては、以下に留意してください。

- (1) 書類の作成、問い合わせ等に利用する言語は日本語とします。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 提案に要する費用は、全て応募事業者の負担となります。
- (4) 提案書等の提出期限以降の変更は原則認めません。また、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 評価選定結果は、二次評価後にその内容を公表します。
- (6) 提出された書類等について開示請求があった場合には、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）に基づいて、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きを行います。
- (7) 提出された書類等は、評価選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

10 問い合わせ

所在地	〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 24 階
担当課	建築局住宅政策課
担当者	安藤、北村、阿久津
電話番号	045-671-4121
FAX 番号	045-641-2756
メールアドレス	kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp